

要調査項目について

1 要調査項目の位置づけ

水環境を経由して人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれ（以下「環境リスク」という）はあるものの比較的大きくはない、または「環境リスク」は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点から見て、「環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質（物質群を含む。以下同じ。）として「要調査項目」を300選定。

2 選定基準

以下のいずれかに該当するものを要調査項目として選定。

- (1) 我が国において一定の検出率を超えて水環境中から検出されていること
- (2) 国内、諸外国、国際機関が水環境を経由した人への健康被害の防止または水生生物の保護の観点から法規制の対象としている物質であって、我が国においても水環境中から検出されている物質、あるいは一定量以上製造・輸入・使用されている物質
- (3) 国内、諸外国、国際機関が人への健康被害または水生生物への影響を指摘している物質であって、我が国においても水環境中から検出されている物質、あるいは一定量以上製造・輸入・使用されている物質
- (4) 我が国で精密な調査・分析が行われていない物質等であるが、専門家による知見等により、水環境を経由して人あるいは水生生物に影響を与える可能性のある物質